

おくやみ ハンドブック

~主な手続きのご案内~



鳩山町

発行 鳩山町役場町民健康課
作成 令和 6 年 3 月

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

鳩山町では、ご遺族の負担を少しでも減らすことができるよう届出等をしなければならない役所関係の手続きと、一般的な役所以外の手続きについて、パンフレットを作成いたしました。

ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このパンフレットが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てれば幸いです。

埼玉県比企郡鳩山町役場

〒350-0392

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸184番地16

TEL：049-296-1211（代表）

MEMO

○ 手続き一覧（詳しくは掲載ページをご覧ください）

ページ	項 目	内 容
P.5	1. 死亡届について	死亡届・火葬許可証・戸籍謄本等の発行
P.7	2. 町民健康課での手続	国民年金・後期高齢者医療制度・国民健康保険制度・こども医療費・ひとり親医療費・重度医療費
P.10	3. 長寿福祉課での手続	障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・介護保険制度
P.11	4. 上下水道課での手続	水道・下水道(農業集落排水・公共浄化槽)
P.12	5. 税務会計課での手続	固定資産税・軽自動車税等
P.15	6. 不動産の相続手続	土地・建物（不動産）
P.16	7. 住宅関係の手続	住まい（空家等）

MEMO	

○ 身近な人が亡くなった後の手続き等の一般的な流れ（目安）

3 ヲ月以内		4 ヲ月以内
葬儀・法要	○ 納骨 ○ 四十九日 ○ 初七日 ○ 通夜・葬儀・告別式 ○ 葬儀・法要の連絡調整	
届出・手続	○ 相続放棄・限定承認 ○ 相続財産調査 ○ 相続人調査 ○ 遺言調査・遺言書の検認 ○ 公共料金等の手続き ○ 年金関係の手続き ○ 健康保険等の手続き ○ 死亡届等 (17~18 ページ参照)	
税金		○ 所得税の 準確定申告 (19 ページ参照)

10 ヲ月以内	1 年以内
	○一周忌
○払戻・解約・名義変更等 ○遺産分割協議 (18 ページ参照)	○遺留分侵害額請求
○相続税の申告 (19 ページ参照)	

鳩山町での必要な手続きについては次のページから、掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かと思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

<次ページ>
必要な手続きの詳細について

1. 死亡届について

○死亡届

死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。

火葬を終えていれば、死亡届はすでに提出されています。

○火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡しします。予約された火葬場名をお知らせください。

○届出地

死亡者の本籍地、届出人の所在地（住所地もしくは一時滞在地）、死亡地のいずれかの市区町村役所・役場

○届出人

- ・親族
- ・同居人
- ・死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
- ・成年後見人・保佐人・補助人（登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要）

○必要なもの

- ・死亡届 1 通

※必ず事前に火葬の予約をしてください。

○鳩山町に届出をする場合

- ・ 平日（8：30～17：15） 鳩山町役場 1階 町民健康課
 - ・ 夜間及び休日 鳩山町役場 宿直室 日直対応（8：30～17：15）
- なお、日直や夜間等での届出をお預かりした場合、翌開庁日以降に添付書類の確認や火葬許可書の交付等で来庁をお願いする場合があります。

○死亡の記載がされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでに、おおよそ下記の日数がかかります（土・日、祝日を除く）ので、来庁時に発行できない可能性があります。

- ・ 本籍地に届出をした場合→おおむね 7 日
- ・ 本籍地以外に届出をした場合→おおむね 10 日～14 日

※大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

※なお、相続等の手続きには、相続人の確定のために亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要となる場合があります。

問い合わせ先

町民健康課  049-296-5891
戸籍・住民担当 （内線：154・155）

2. 町民健康課での手続

死亡届が提出されると届出を受理した役所から、本籍地及び住所に死亡の通知が送付されますので、住民票については届出の必要ありません。ただし、以下に該当する場合はお手続きが必要です。

項 目	手続き対象者	手続き内容	必要な持ち物
国民年金	老齢基礎年金・障害基礎年金・寡婦年金・遺族基礎年金のいずれかを受給していた方	国民年金未支給年金請求	マイナンバーが分かるもの（マイナンバーカード又は通知カード）・死亡者の年金証書・死亡の事実を確認できる書類・死亡者と請求者との関係を確認できる書類・預金通帳・印鑑・生計同一関係に関する申立書等
	国民年金の保険料を36月以上納めていた方が一度も受給せずに死亡した場合	国民年金死亡一時金請求	
	国民年金の被保険者または被保険者であった方で、保険料納付期間と免除期間を合算した期間が25年以上ある方が死亡した場合	国民年金遺族基礎年金請求（18歳未満または障害状態にある20歳未満の子のいる配偶者）	
	厚生年金加入中の被保険者や厚生年金を受給していた方が死亡した場合 ※一定要件あり	遺族厚生年金の請求	

国保税、後期保険料の変更があった場合は、届出日の翌月以降に更正通知書で通知します。支払いがある場合は、納付書を送付します。納期到来済の期別分は、既に送付されている納付書で納付してください。還付がある場合は、後日、各担当より通知書を送付します。

項 目	手続き対象者	手続き内容	必要な持ち物
国民健康保険制度 後期高齢者医療保険制度	国民健康保険 又は後期高齢者医療保険制度のご加入者	・被保険者証の返却（国民健康保険については、世帯主が亡くなられた場合は、ご加入者全員分） ・葬祭費の申請	・亡くなられた方（世帯主が亡くなられた場合はご加入者全員分）の被保険者証 ・限度額適用認定証（お持ちの方のみ） ・葬祭執行者の振込先口座が分かるもの（通帳等） ・葬祭にかかる会葬礼状、領収書、請求書の原本（いずれか1通） ・印鑑
こども医療費 ひとり親医療費 重度医療費	各医療費の受給資格者	・受給資格証の返却 ・医療費振込先の変更（受給者死亡の場合）	・受給資格証 ・振込先口座が分かるもの（相続人代表者様の通帳等）

問い合わせ先

町民健康課 ☎ 049-296-5891

保険年金担当 （内線：156～159）

○年金の手続

年金手続き：詳しくは下記までお問い合わせください。
該当する方の基礎年金番号がわかるものを用意して電話をお願いします。

一般的な年金相談・予約

ねんきんダイヤル ☎ 0 5 7 0 - 0 5 - 1 1 6 5
0 5 0 で始まるお電話の方は ☎ 0 3 - 6 7 0 0 - 1 1 6 5
受付時間
月曜日 8 : 3 0 ~ 1 9 : 0 0
火～金曜日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
第 2 土曜日 9 : 3 0 ~ 1 6 : 0 0

年金事務所への来訪相談

予約受付専用電話 ☎ 0 5 7 0 - 0 5 - 4 8 9 0
0 5 0 で始まるお電話の方は ☎ 0 3 - 6 6 3 1 - 7 5 2 1
受付時間 月～金曜日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
※予約相談希望日の前日までの受付となります。

川越年金事務所

〒 3 5 0 - 1 1 9 6
埼玉県川越市脇田本町 8 - 1 U_PLACE 5 階
☎ 0 4 9 - 2 4 2 - 2 6 5 7
FAX 0 4 9 - 2 4 5 - 8 9 1 9

3. 長寿福祉課での手続

項 目	手続き対象者	手続き内容	必要な持ち物
障害者手帳	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	・障害者手帳の返却 ・手帳交付届出書の申請（身体障害者手帳もしくは療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方）	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・マイナンバーカード
介護保険	65 歳以上の方	・資格喪失届（介護保険被保険者証の返却等） ・保険料等に関する相続人代表届 ・その他（認定内容により紙おむつ支給事業、家族介護者支援手当喪失届）	・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証（お持ちの方） ・介護保険負担限度額認定証（お持ちの方） ・振込先口座が分かるもの（相続人代表者の通帳等）

問い合わせ先

長寿福祉課

地域福祉・障害者福祉担当 ☎ 0 4 9 - 2 9 6 - 1 2 4 1
(内線：1 4 1 ~ 1 4 3)

介護保険担当 ☎ 0 4 9 - 2 9 6 - 1 2 1 0
(内線：1 4 4 ~ 1 4 6)

4. 上下水道課での手続

項 目	手続対象者	手続内容	必要な持ち物
水道使用者の名義変更	水道を使用（所有）していた方	水道使用者等変更届	
水道の中止		水道使用中止（廃止）届	
水道料金引落口座の変更		鳩山町水道料金口座振替依頼 ※郵便局は直接窓口持参	・預金通帳 ・銀行届出印

※農業集落排水、公共浄化槽を使用していた方も変更、中止等の手続が必要となります。

問い合わせ先

上下水道課  049-296-1228

業 務 担 当 （内線：171・174）

5. 税務会計課での手続

項 目	手続き対象者	手続き内容	必要な持ち物
町県民税 固定資産税	町税(町県民税、固定資産税)を納付していた方(課税されていた)方	・相続人代表者指定届 ・所有者名義人変更届 ・共有代表者変更届等(※変更届は固定資産税のみ)	印鑑
軽自動車税	軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車	廃車又は名義人変更	・鳩山町のナンバープレート ・標識交付証明書 ・身分証明書
口座振替	口座振替をお申込みの方	口座振替の変更 ※亡くなられた方の口座は自動で停止。	・預金通帳 ・銀行届出印 ※変更のない場合は手続き不要です。

問い合わせ先

税務会計課 ☎ 049-296-5892

賦課担当(住民税・国民健康保険税) (内線: 131~133)

賦課担当(資産税) (内線: 136・137)

収税担当 (内線: 134・135)

○ 軽自動車登録内容の変更に伴うお手続きについて

車 種	取扱い窓口	必要な持ち物
原動機付自転車 (125cc以下) ※特定小型含む	鳩山町役場税務会計課 賦課担当 (資産税)	・ 鳩山町のナンバープレート ・ 標識交付証明書 ・ 身分証明書
小型特殊自動車		
軽自動車 (二輪) (125cc超～250cc以下)	現在の住所地在管轄する運輸支局または埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所	取扱い窓口にご確認ください。
二輪の小型自動車 (250cc超)		
軽自動車 (三輪または四輪)	現在の住所地在管轄する軽自動車検査協会または、軽自動車検査協会埼玉事務所 熊谷支所	取扱い窓口にご確認ください。

○ 登録内容変更の手続き：詳しくは下記までお問い合わせください。

軽自動車 (二輪)・二輪の小型自動車のお手続き
埼玉運輸支局 ☎ 050-5540-2026
埼玉運輸支局熊谷自動車検査登録事務所 埼玉県熊谷市御稜威ケ原字下林701-4 ☎ 050-5540-2027 FAX 048-532-8123 受付時間 8:45～11:45 13:00～16:00

軽自動車（三輪または四輪）

軽自動車検査協会 埼玉事務所  0 5 0 - 3 8 1 6 - 3 1 1 0

軽自動車検査協会埼玉事務所熊谷支所

〒 3 6 0 - 0 8 4 1

埼玉県熊谷市新堀字北原 9 6 0 - 2

 0 5 0 - 3 8 1 6 - 3 1 1 2

FAX 0 4 8 - 5 0 1 - 6 7 7 2

受付時間 8 : 4 5 ~ 1 1 : 4 5

1 3 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0

MEMO

6. 不動産の相続手続

※令和 6 年 4 月 1 日から相続登記が義務化されます。

項 目	手続き対象者	手続き内容	必要な持ち物
相続登記	土地・家屋を所有 されていた方	法務局へ不動産の相 続登記	手続きについては、お近 くの法務局にご相談く ださい。 相続登記に関しては『さ いたま地方法務局 相 続』で検索。

不動産の相続登記手続き：詳しくは下記までお問い合わせください。

さいたま地方法務局 坂戸出張所

〒350-0214

埼玉県坂戸市千代田1丁目2番9号

 049-281-0342 自動音声「2番」

7. 住宅関係（空き家等）の手続

亡くなられた方のお住まいが空き家になってしまう場合は、下記の「空き家コーディネーター」にご相談ください。ご相談は原則無料です。

専門的な知識を持つ「空き家コーディネーター」が、空き家の相続、売却、賃貸、利活用など、ご相談内容に応じて、解決に向けた具体的な手法の提案や各種専門家の紹介、空き家に関連する費用の試算、所有者と活用希望者とのマッチングなどを行います。

相談窓口	公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会 「空き家コーディネーター」
電話番号	0120-157-393（フリーダイヤル）
電話受付時間	午前9時から正午、午後1時から午後5時まで（土・日、祝日、12月29日から1月4日を除く）
相談窓口・所在地	埼玉県さいたま市浦和区東高砂6丁目15 （埼玉県宅建会館内）

問い合わせ先

地域創生環境課

 049-296-5894

環境保全・生活安全担当（内線：234～236）

8. その他 相続に関する手続

	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続人に使用するため出生から死亡まで戸籍謄本が必要です」とお申し出ください。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は自宅で探索または法務局で調査してください。公証遺言書はお近くの公証役場で探索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。

	項 目	期 日	備 考
☐	相続財産の調査	すみやかに	被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産を知ることができます。
☐	遺産分割協議書 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄 限定承認	3 ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4 ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10 ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 ◇基礎控除 $=3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円}$ $\times \text{法定相続人の数}$

MEMO

MEMO

MEMO